

対馬市建設工事共同企業体取扱要綱の概要

方 式	特定建設工事共同企業体	経常建設共同企業体
性 格	大規模、かつ、技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等において、工事ごとに結成する共同企業体	中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体
対 象 工 事	<ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事 : 3億円以上 ・建築一式工事 : 2億円以上 ・その他の工事 : 1億円以上 で市長が指定した工事	単体企業に対する発注に準ずる。格付を行う業種
資 格	<ul style="list-style-type: none"> ・営業年数3年以上 ・元請としての実績 ・営業所の専任技術者とは別の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者 ・対馬市競争入札参加資格者名簿登載者 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業年数3年以上 ・元請としての実績 ・営業所の専任技術者とは別の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者 ・対馬市競争入札参加資格者名簿登載者 ・市内又は準市内の認定業者
組 合 せ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、最上位の等級に属する者 ・複数の特定企業体には属せない 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一等級又は直近等級に属する者 ・複数の経常企業体には属せない
結 成 方 法	自主結成	自主結成
構 成 員 数	2ないし3社	2ないし3社
出 資 比 率	<ul style="list-style-type: none"> ・2社の場合：最低30% ・3社の場合：最低20% 	工事ごとに設定することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・2社の場合：最低30% ・3社の場合：最低20%
代表構成員	施工能力が大きく出資比率が最大	構成員で決定
申 請 時 期	指定工事の都度	4月1日から5月31日まで
結成後格付	特定企業体に対して格付はしない	業種ごとに上位の等級 例 CとDはC、CとCはC
資 格 の 有 効 期 間	指定工事のみ	7月1日から翌年3月31日まで
結 成 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・請負者は完成後3か月経過まで ・その他の者は契約締結日に解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・請負者は完成後3か月経過まで ・その他の者は年度末に解散

方 式	特定建設工事共同企業体	経常建設共同企業体
入 札 参 加	指定工事のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定業種は経常企業体でのみ参加。ただし、特定企業体の構成員は特定企業体の入札に参加できる。 ・ その他の業種は単体企業で参加
解 散 し た 場 合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札前に解散した場合は、入札に参加できない。 ・ 入札後で契約前の場合は、契約を締結しない。 ・ 契約後は、協定書及び契約書の規定による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格の有効期間中に解散した場合は、いかなる理由であろうと、その期間中は、認定業種の入札に参加できない。 ・ 入札後で契約前の場合は、契約を締結しない。 ・ 契約後は、協定書及び契約書の規定による。
通 知 等	代表構成員にのみ通知	代表構成員にのみ通知

共同企業体に関する指名停止について

方 式	特定建設工事共同企業体	経常建設共同企業体
指 名 停 止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定企業体で指名停止を受けた場合は、その構成員についても指名停止を行う。 ・ いずれかの構成員が指名停止を受けた場合は、特定企業体についても指名停止を行う。指名停止をうけた構成員以外の構成員は指名停止とはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常企業体で指名停止を受けた場合は、その構成員についても指名停止を行う。 ・ いずれかの構成員が指名停止を受けた場合は、経常企業体についても指名停止を行う。指名停止をうけた構成員以外の構成員は指名停止とはならない。